

会 議 案 第 4 号

大津市議会傍聴条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び大津市議会委員会  
条例（平成26年条例第3号）第21条の規定により、次のとおり提出します。

令和8年3月25日

大 津 市 議 会 議 長  
草 野 聖 地 様

提 出 者 議会運営委員会委員長  
八 田 憲 児

大津市議会傍聴条例の一部を改正する条例

大津市議会傍聴条例（平成26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(傍聴券の発行)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 <u>傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。</u></p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>(1) 刃物、棒その他人に危害を加えるおそれのある<u>もの</u>を持っている者</p> <p>(2) <u>鉢巻き、腕章(報道関係者が着用する腕章を除く。)、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者</u></p> <p>(3) <u>垂れ幕、ポスター、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者</u></p> <p>(4) <u>笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者</u></p> <p>(5) <u>ラジオ、拡声器、カメラ、ビデオカメラ、録音機の類を持っている者。ただし、第8条第1項ただし書の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。</u></p> <p>(6) 酒気を帯びていると認められる者</p>	<p>(傍聴券の発行)</p> <p>第4条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 <u>傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。</u></p> <p>(傍聴席に入ることができない者)</p> <p>第6条 一略一</p> <p>(1) 刃物、棒その他人に危害を加えるおそれのある<u>物</u>を持っている者</p> <p>(2) <u>ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者</u></p> <p>(3) <u>動物(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)を連れてくる者</u></p> <p>(4) 酒気を帯びていると認められる者</p>

(7) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるものを持っている者

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人に対し係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品の所持又は携帯の有無を質問させることができる。

3 一略一

4 一略一

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 一略一

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、騒ぎ立てること等会議の進行を妨げ、又は他の傍聴者の迷惑となる行為をしないこと。

(3) 帽子を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) みだりに席を離れないこと。

(6) 携帯電話等音声を発生する機器の電源を切ること。

(7) 傍聴席の手すりに手をかけて乗り出し、議場をのぞき見しないこと。

(5) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要があると認めるときは、傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 一略一

4 一略一

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 一略一

(1) 静粛にすること。

(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) 食事又は喫煙をしないこと。

(5) 傍聴席の手すりに手をかけて乗り出し、議場をのぞき見しないこと。

(6) その他会議の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為を

<p>(8) <u>前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。</u></p> <p>(写真等の撮影及び録音等の禁止)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。</p> <p>2 一略一</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、<u>速やかに退場</u>しなければならない。</p>	<p><u>しないこと。</u></p> <p>(写真等の撮影、録音、録画、放送等の禁止)</p> <p>第8条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。</p> <p>2 一略一</p> <p>(傍聴人の退場)</p> <p>第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、<u>直ちに退場</u>しなければならない。</p>
---	--

附 則

(施行期日)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

幅広い層に議会に関心を持ってもらうことにより、多様な人材の市議会への参画を促進するため、傍聴環境を整備する改正を行う。